

学校法人の消費税の計算

[有限会社シンシステムデザイン](#)

課税売上げが 10,000,000 円を超えると消費税の納税が必要になります。納税すべき消費税の計算は“本則計算”が基本ですが、課税売上が 50,000,000 円未満の場合は“簡易計算”も選択できます。

そこで、らくらく会計では、“簡易計算”及び“本則計算”が出来るようにしていますが、当然ながら具体的な運用に当たっては税理士さんにご相談ください。

(簡易計算)

税法では、納税すべき消費税計算の負担を軽減させるために、簡易計算が用意されています。この方法では、あらかじめ用意された取引内容により見込仕入率が定められていますので、課税売上のみに注目して計算すれば納税額が求められるようになっています。

- 簡易計算の具体例

例えば、商品を仕入れて販売する場合の**見込仕入率は 80%**となっています。

そこで、税込 10,500 円で商品を販売したとすると、

税抜き販売価格は 10,000 円となりますので、この時の納付すべき消費税は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{納付消費税} &= \text{仮受消費税} (10,000 * 0.05) - \text{見込仮払消費税} (10,000 * 0.8 * 0.05) \\ &= 100 \text{ 円} \end{aligned}$$

- 簡単な理由

このように仮払消費税は見込計算を行いますので、仮払いに係わる消費税計算は一切不要となり、課税売上のみに注目して会計処理を行うことが出来ます。

- 簡易計算の長所と短所

一番大きな長所は、計算が簡単であることです。

短所としては見込仕入率よりも実際の仕入率が高い場合は、納付消費税の負担が増えます。また、固定資産など高額な試算取得をした場合、仮払消費税として計上できない点なども不利な点です。

- らくらく会計では

仕訳入力段階で5段階の見込仕入率を設定することにより正しい消費税が計算できます。

会計期首 ⇒ 消費税の選択で「簡易計算」を選択して、

勘定科目設定の画面で、収入科目のみに次の区分を設定してください。

【消費税区分】	
空白	消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	みなし仕入率90%
2	みなし仕入率80%
3	みなし仕入率70%
4	みなし仕入率60%
5	みなし仕入率50%

(本則計算)

本則計算は、仮受けた消費税から仮払いした消費税を差し引いた金額が納付すべき消費税になります。従って、消費税に係るすべての取引の消費税を計算する必要がありますので会計事務の負担は大きくなります。また、非営利法人での仮払消費税は次に説明するように非営利的な支出にも消費税を払っていますので、これらを考慮した計算をしないと正しい計算が出来ません。

- 非営利法人の消費税の考え方

もし、収入（売上）と支出（仕入）に係る消費税だけで「納付する消費税」を単純計算すると、次のように、逆に還付を受けることになります。

収入（売上）に係る消費税（A）

支出（仕入）に係る消費税（B）

このようになる原因は、非営利な活動に伴う支出や、授業料のように政策的に非課税（税率0%）になっている収入の割合が高いためです。そのため売上に関係しない部分をBの部分から控除しないと、適正な納税額が計算できません。

- しかし、この除外は面倒です。

例えば、鉛筆を一本買ったとします。この鉛筆が100%売上に寄与するものであれば、納付すべき消費税からすべて控除できます。しかし、この鉛筆は、非営利活動や非課税事業のためにも使われていますので、この部分は除外する必要がありますが、支出（仕入）部分で直接区別することは困難です。

- それでは、どのようにして（B）部分から除外するか

税法では、収入の区分から課税支出に使われる金額を推測して、（B）から除外する金額を求めるとしています。

- そのためには、収入を分類する必要があります。

課税取引・・・商品の販売やサービスの提供などのようなもの
非課税取引・・・授業料などのように政策的に課税されていないもの
不課税取引・・・次の二つに分類

 特定収入外収入・・・課税仕入れ以外の支出にのみに用途が指定されているもの

 例えば、人件費のみにあてられる補助金等

 特定収入 ・・・補助金など、課税仕入れに充てる収入

- 手順（1）

人件費のための補助金収入や人件費支出は、もともと消費税には関係しませんので、これらの金額は除外して計算します。

- 手順（2）

特定収入には、すべて仕入に係る消費税が発生しますが、公益目的で使用するように用途が特定されている特定収入と用途が特定されていない特定収入があります。

前者の収入を「用途特定の特定収入」といい、この金額は売上には寄与しない仕入（支出）で

すので、まずこの部分に係る消費税(イ)を (B) から除外します。

仕入に係わる消費税 (B)
使途特定分の消費税 (イ)

- 手順 (3)

使途が特定されていない特定収入 (単に特定収入と云う) は、次のように考えて按分するようになっています。例えば、課税売上が 100、非課税売上が 300 で特定収入が **200** であったとすると、上記 (イ) を除外した課税支出 (仕入) のうち $200 / (100 + 300 + 200)$ の割合だけ控除される課税支出には使われ無かった 考えて、この部分を課税の支出 (仕入) から除外します。

- 以上を合わせて考えると、次のような図式になります。

納付すべき消費税 = A - (B - イ - ロ)

売上に係る消費税 (A)
仕入に係わる消費税 (B)
使途不特定分の消費税 (ロ)
使途特定分の消費税 (イ)

以上が非営利法人での消費税の基本的な考え方ですが、これらを実現する方法として、「一括比例方式」と「個別対応方式」があります。

それぞれの計算方法について、次に具体的な例で説明します。

【補足】

- 関連法令 (消費税法 60④、令 75①、②、③、④) があります。
- 非営利法人の消費税についての参考図書
「非営利法人の消費税」 齋藤力夫 編著 中央経済社
「公共・公益法人のための消費税の実務」 齋藤文雄 著 大蔵財務協会

具体的な計算例

本則計算をするための設定

- 初期設定メニュー ⇒ 会計期首 本則計算を選択します。
- 初期設定メニュー ⇒ 勘定科目の設定 消費税の欄に、区分番号を設定します。
本則計算をするためには、取引を次のように区分する必要があります。
空白 = 消費税に関係ない科目
 例えば、現金預金、人件費、借入金、預り金、未払金、公租公課
 人件費に係わる補助金収入等
0 = 非課税科目
 授業料などのように政策的に非課税となっている収入科目
 売上の場合 非課税売上（ただし、慶弔費などの非課税支出は仕訳の入力時に
 個別に対応できます。）
1 = 課税売上科目および課税仕入科目（経費支出を含む）
2 = 個別対応の科目（一括比例方式では設定しません。）
3 = 用途特定された特定収入科目
4 = 特定収入科目（用途が特定されていない按分の対象になる科目）

【補足】

- 仕訳をするときに区分の変更できますので、おもに属する区分を設定してください。
- 現金預金・未収金・未払金・預り金・借入金・給与等消費税に関係しない科目は消費税区分を空白にしてください。また、人件費や減価償却費・引当金繰入・積立金積立額・処分損なども、課税対象外ですので、空白にしてください。
- 以下の具体的な実行例は、次の書籍に示されている例を参照引用しています。
「非営利法人の消費税第6版」 齋藤力夫編著 中央経済社

一括比例方式での計算例

1	51120	教員人件費／本俸	50,000	12020	現金	50,000
2	52210	給食費	63,000	12020	現金	63,000
			1課税			
3	12020	現金	15,000	73020	一般寄付金	15,000
						4 使途不特定
4	12020	現金	10,000	74030	市町村補助金	10,000
						3 使途特定
5	12020	現金	35,000	71010	授業料	35,000
						0 非課税
6	12020	現金	42,000	77020	給食費収入	42,000
						1 課税

仕訳例の説明

1	消費税計算に関係しない支出は設定しない
2	課税支出
3	使途が特定されていない特定収入
4	使途が特定された特定収入
5	本来は課税売上であるが政策的に非課税となっている収入
6	課税売上

消費税計算

メインメニュー ⇒ 消費税計算 一括比例配分方式を選択

計算基礎データ

収入・売上		課税売上95%未満の場合の選択	
① 非課税売上	35,000	税抜(1b)	
① 課税売上	42,000		40,000
課税仕入れに係る特定収入		<input checked="" type="radio"/> 一括比例配分方式[A] <input type="radio"/> 個別対応方式[B]	
② 課税個別対応	0	(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効	
③ 使途特定収入	10,000	課税標準額(1000未満切捨て)	40,000
④ 使途不特定収入	15,000		
支出・仕入		① 課税売上に係る税額	課税標準額*4/100
⑤ 課税仕入	63,000		1,600
⑥ 課税個別対応	0	② 通常の控除仕入税額(一括比例)	課税標準額*4/100
			1,279
		③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)	$(5+6)/1.05 \times 0.04 \times [X]$
			202
		④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)	$(3+2)/1.05 \times 0.04 \times [X]$
			179
		⑤ 控除仕入税額 ②-③-④	
			898
課税売上割合(X)	$\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100$	⑥ 消費税額①-⑤	100未満切捨て
	$\frac{42,000}{75,000} \times 100 = 53.33333$		700
特定収入割合(Y)	$\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100$	⑦ 地方消費税 ⑥*25%	100
	$\frac{25,000}{100,000} \times 100 = 25.00000$		
調整割合(Z)	$\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100$	⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦	800
	$\frac{15,000}{90,000} \times 100 = 16.66667$		

個別対応方式での計算例

1	51120	教員人件費/本俸	55,000	12020	現金	55,000	
2	52015	教材費	31,500	12020	現金	31,500	
3	52010	消耗品費	26,250	12020	現金	26,250	
			1 課税				
4	52220	販売用品仕入	21,000	12020	現金	21,000	
			2 個別対応				
5	12020	現金	18,000	73020	一般寄付金	18,000	4 使途不特定
6	12020	現金	12,000	74020	都道府県補助金	12,000	3 使途特定
7	12020	現金	30,000	71010	授業料	30,000	0 非課税
8	12020	現金	42,000	77030	用品代収入	42,000	1 課税

仕訳例の説明

1	消費税計算に関係しない支出は設定しない
2	非課税収入のみに対応する課税支出
3	課税収入・非課税収入に共通する課税支出
4	課税収入のみに対応する課税支出
5	使途が特定されていない特定収入
6	使途が特定された特定収入
7	非課税売上
8	課税売上

消費税計算

メインメニュー ⇒ 消費税計算 個別対応方式を選択

計算基礎データ

収入・売上			
① 非課税売上	30,000	税抜(tb)	
(1) 課税売上	42,000		40,000
課税仕入れに係る特定収入			
② 課税個別対応	0		
③ 使途特定収入	12,000		
(4) 使途不特定収入	18,000		
支出・仕入			
(5) 課税仕入	26,250		
(6) 課税個別対応	21,000		
課税売上割合(x)		(1b)	(①)+(1b)
57.14286	=	40,000 / 70,000	× 100
特定収入割合(y)		(②)+(③)+(4)	(①)+(1b)+(②)+(③)+(4)
30.00000	=	30,000 / 100,000	× 100
調整割合(z)		(4)	(①)+(1b)+(4)
20.45455	=	18,000 / 88,000	× 100
課税売上95%未満の場合の選択			
<input type="radio"/> 一括比例配分方式[A] <input checked="" type="radio"/> 個別対応方式[B]		(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効	
課税標準額(1000未満切捨て)			40,000
① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105			1,600
② 通常の控除仕入税額(個別対応)			1,371
個別対応の部分			800
課税割合での配分の部分			571
③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)			261
個別対応の部分			0
課税割合での配分の部分			261
④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)			227
⑤ 控除仕入税額 ②-③-④			883
⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て			700
⑦ 地方消費税 ⑥*25%			100
⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦			800

会計処理の途中から消費税計算を行いたい場合

1. 初期設定メニュー ⇒ 会計期首 の画面で、簡易計算または本則計算の何れかを選択します。
2. 勘定科目の設定画面で消費税区分を設定します。
3. 伝票入力 ⇒ 補助作業 の画面に入り次の処理を実行します。
この処理を実行すると、今まで入力している仕訳に消費税区分が自動的に付きます。

簡易計算の場合	本則計算の場合
<p>8 消費税区分の一括設定</p> <p>自動設定する科目にチェック</p> <p>一括設定の実行</p> <p>選択 <input checked="" type="radio"/> 設定 <input type="radio"/> 解除</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 仕入率90% <input checked="" type="checkbox"/> 仕入率80% <input checked="" type="checkbox"/> 仕入率70% <input checked="" type="checkbox"/> 仕入率60% <input checked="" type="checkbox"/> 仕入率50%</p>	<p>8 消費税区分の一括設定</p> <p>自動設定する科目にチェック</p> <p>一括設定の実行</p> <p>選択 <input checked="" type="radio"/> 設定 <input type="radio"/> 解除</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 個別対応 <input checked="" type="checkbox"/> 使途特定 <input checked="" type="checkbox"/> 使途不特定 <input checked="" type="checkbox"/> その他</p>

4. 上記の処理を行った後で、必要に応じて個別に消費税区分を修正してください。